

# インクルーシブな子育て支援を目指した親子参加型音楽療法

## — 文献調査に基づく実現への提案 —

園川 緑

### I はじめに

インクルージョンとは、日本語訳では「包摂・包括」という意味であるが、社会福祉用語として社会的包摂とも訳され、学校や地域社会で、障害者個々の必要性に応じた支援の手立てを用意し、包み込むことを意味している（飯田；田中 2006: 18）。1994年6月にユネスコによる「サラマンカ宣言」によって、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、育つ権利、障害のある子どもが排除されない権利が国際的に提唱された（飯田；田中 2006: 19）。

文部科学省 HP では、「インクルーシブ教育システム」について、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると説明している。また、文部科学省の中央教育審議会は、初等教育と中等教育の分科会の報告（文部科学省 2019: 4）を出しているが、その中でインクルーシブ教育システムについて、「できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべきである」という基本的な方向性を示している。

では、日本ではインクルーシブな教育は進んでいるのだろうか。平成 29 年度の特別な教育支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査（文部科学省 2019: 13）では、特別な支援が必要な児童生徒の約 7 割が公立特別支援学校に就学し、公立小学校に通う児童生徒は 3 割に満たない状況であり、日本においては、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒を分けて教育する形態が中心となっている。多様性を尊重し、共生社会の実現を目指すという方向性から考えると、通常学級において障害をもつ児童生徒に対する合理的配慮がなされ、インクルーシブな教育が実現することが重要なのではないだろうか。

インクルーシブな教育を促進するためには、様々な課題があると考えられるが、学校教育を受ける前の段階の小さいころから障害のある子ども、その疑いのある子ども、そして障害のない子どもと一緒に過ごすことに慣れていくことが重要ではないだろうか。このような経験を保育や子育て支援の場で頻繁に持つことができれば、インクルーシブな場で過ごすことに関する違和感や戸惑いが薄れ、多様性を認め共生する包摂的社会のあり方が浸透していくと考える。

就学前の多様な特徴をもつ子どもたちが一緒に過ごし遊ぶための方法は、普通に公園などで一緒に遊ぶことやレクリエーション、スポーツやパラスポーツのイベント等、様々あると考えられるが、その一つとして、音楽療法の活用が挙げられる。音楽療法は、様々な障害のある子どもに対して実践されてきており、その効果についても多くの研究がなされ

ている (三河 2023; 山本 2023; 鈴木 ; 木村 2023 等)。さらに、インクルーシブ教育の場における音楽活動の取り組みも行われており、そのメリットが示されている (名郷 2023, 松井 2016)。したがって、音楽療法はインクルーシブな子育て支援の場においても応用できると考える。

本研究の目的は、インクルーシブな子育て支援のために音楽療法を活用する際の方策を検討し示すことである。そのために、音楽療法についてその特徴を示した上で、インクルーシブな子育て支援の場における音楽療法活用の根拠となる研究の知見をまとめていく。

## II 子育て支援

### 1. 「子育て支援」の定義とその必要性

子育て支援という言葉の定義は一定ではなく、捉え方も様々であるが、「子育て支援用語集」(山内 2005) では、子育て支援は「子どもや親が本来持っている自ら育つ力を発揮できる環境を保障することにほかならない」(山内 2005: 4) と説明している。そのような環境を作るためには、直接的な関わりだけではなく、経済的な支援等の間接的なことも多く、子育て支援は多面的である。

図1は、こども家庭庁のHP (2023) にある「子ども・子育て支援制度の概要」である。

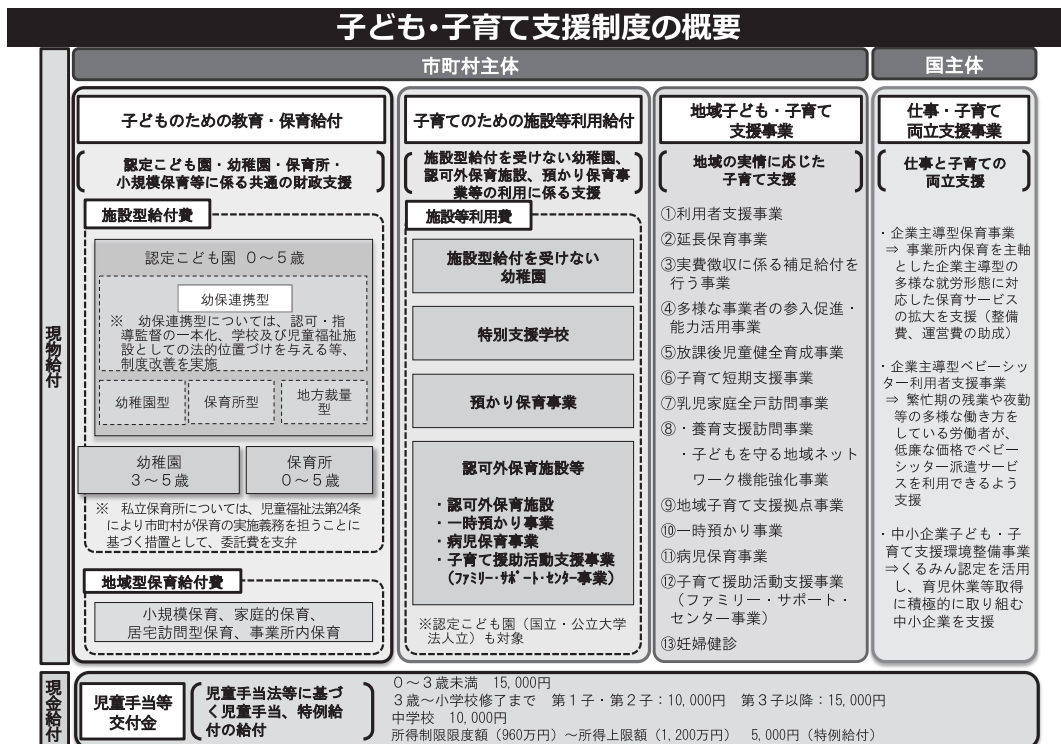


図1 子ども・子育て支援制度の概要 (https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/)

この図に示されている子育て支援の施策を大きく分けると、交付金等の現金を提供する

現金給付と、サービス利用等を提供する現物給付がある。本研究で音楽療法の活用を提案するのは、市町村主体で行う現物給付である「地域・子育て支援事業」の中の「⑨地域子育て支援拠点事業」とそれに準じた形で実践されているものである。

図1に示したように、子育て支援の取り組みは、様々な角度から実施されるが、それには、現代の日本の子育て環境の厳しさがあると考えられる。まず、核家族が増え、他の家族や親族からの援助が得にくく、親が子育てを抱え込んでしまうことが多い時代となったことが挙げられる。さらに、近隣とのつながりが希薄になり、地域の子育て拠点等で、地域の人たちの交流を促進することが求められる時代となった。

また、現代の子育てにかかわる社会問題として、児童虐待の増加が挙げられる。児童虐待防止のためには養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業や児童相談所の児童福祉司の増員等の対応策が実施されているものの、相談対応件数は増加の一途を辿っている(子ども家庭庁 2023)。社会的養護のための施設である児童養護施設では、児童虐待が入所理由の 65.6%を占めている(厚生労働省 2020)。さらに近年では、無園児の問題がクローズアップされている。保育園等に通わない子どもの子育ては孤立しがちであり、虐待予防の観点から調査研究が進められている(こども家庭庁 2023)。

子育てに悩む親の増加も、支援の必要性を高めている。子育てに関する 2022 年の調査では、0～6歳の子どもをもつ保護者の6割以上が「子どものことでどうしたらよいかわからない」、7割以上が「子どもがわずらわしくていらいらしてしまう」、6割以上が「子どもに八つ当たりをしたくなる」と感じるとの結果が出ている(ベネッセ総合教育研究所 2023: 11)。さらに、この調査では 2000 年～2022 年にかけて、これらの数値が増加していることが示されている。このような状況が、現代社会における子育て支援の必要性を物語っている。

### III インクルージョンによる保育・教育について

#### 1. インクルージョンに関する法的な整備過程

インクルーシブな社会の実現のため、本邦においては法的な整備がなされてきた。平成 16 年改正の障害者基本法の第 3 条では第 3 項が追加され、障害者差別禁止が明確に規定された(社会福祉士養成講座編集委員会 2019: 37)。また同法第 14 条の教育には、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流及び共同学習を積極的に進めることが述べられ、インクルージョンの考え方が明記された(社会福祉士養成講座編集委員会 2019: 38)。

その後、平成 23 年改正では、法の目的(第 1 条関係)で、「共生社会を実現するため」という文言が明記され、教育(第 16 条関係)では「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされ、法律の中で、インクルーシブな教育をしていくことが求められている(社会福祉士養成講座編集委員会 2019: 42)。

## 2. 日本におけるインクルーシブ教育の現状と他国との比較

上記のように、法律の中でインクルーシブ教育が求められているが、2022年9月26日の東京新聞では、就学を拒否されるケースを例に出し、インクルーシブ教育が十分に進んでいないことが記されている。さらに同新聞には、「国連の障害者権利委員会は障害者権利条約に基づき、日本政府に対して障害児を分離した特別支援教育の中止などを求める勧告を公表した」という記事も掲載されている(城島 2022)。この記事からもわかるように、他の先進国と比較すると、日本ではまだ障害児の隔離教育が改善されていない状況である。諸外国のインクルーシブ教育の取り組みに関する調査では、通常学級で学ぶ障害のある子どもの割合は、イギリスが13.5%、アメリカが8.7%、スウェーデンが5.3%であることに対して、日本では1.1%となっており、大多数の支援を必要とする児童生徒の学びの場が特別支援学級である(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育推進センター 2019: 3)

では、インクルーシブ教育が進んでいる米国では、それがどのように発展してきたのであろうか。米国では約50年前にEHA (Education for all Handicapped Children's Act) (PL94-142) (1975) が国会で通過し、それが後にIDEA (Individuals with Disabilities Education Act 1990) と名称を変えた。これらの法律では、いかなる子どもも無償で適切な公的教育を受ける権利を有し、そして、その教育は、最も包摂された最も隔離されない方法でなされなければならないとしている<sup>注1)</sup>。これらの法律に基づき、現在では障害等のある子どもの95%が通常学校(regular school)に就学している(文部科学省 2019: 4)。そして、障害をもつ児童・生徒は、通常の学級において通常教育の教育課程にアクセスすることが保障されており、共に学習を行わない場合には、個別教育計画(IEP)にその理由を記さなければならないことになっている(Adamek; Darrow : 2005: 48)。

次に、日本における教育形態についてみてみよう。日本における教育の形態としては、通常の学校、その中の特別支援学級、特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)がある。特別支援教育においては一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要があるため、日本では主に、少人数で教育を受けることができる特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、定期的に特別支援学級に通う通級による指導が実施されている(文部科学省 2019: 4)。平成29年度の特別な教育支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査(文部科学省 2019: 13)では、特別な支援が必要な児童生徒の約7割が公立特別支援学校に就学し、公立小学校に通う児童生徒は3割に満たない。日本においては、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒を分けて教育する形態が中心となっている。

文部科学省の特別支援教育の資料によると、就学先の決定は本人と保護者の意見を最大限尊重するとされている(文部科学省 2019: 12)が、実際には、通常の学校の受け入れ環境が整わず、拒否されるケースがある。先の東京新聞の記事の中には、日本の市民団体が直接権利委員会に就学拒否されるケースがあると訴えたことが紹介され、欧米などではイ

ンクルーシブ教育が浸透しているが、日本では十分ではないと述べられていた(城島 2022)。

このように日本では、依然インクルーシブ教育が飛躍的には発展せず、子どもの数が減り続けている(文部科学省 2012)にもかかわらず、特別支援教育を受ける子どもの数は増えているのである(文部科学省 2019: 5)。その理由の一つに挙げられているのが、特別支援学校では、普通学級に比べて職員の配置が手厚くきめ細やかな指導ができるため、それを望む保護者が少なくないということである(文部科学省 2019)。しかし、それを裏返せば、普通学級では合理的配慮をしてもらえず、教育内容に満足することができない現状があるのではないか。多様性を尊重し、共生社会の実現を目指すという方向性から考えると、通常学級において障害をもつ児童生徒に対する合理的配慮がなされ、インクルーシブな場が実現することが重要である。

### 3. 特別な支援が必要な子どもの増加と保育現場での困惑

2012年に実施された文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査」では、小中学校における特別な教育的支援を必要とする子どもが6.5%の割合で存在することが示された。さらに、2022年に実施された10年後の同調査では、その割合が8.8%となり、特別な教育的支援を必要とする子どもは増加している。この調査(文部科学省 2012, 2022)は小中学校での調査であるが、その前段階である保育現場でも同様に増えていることが当然考えられる。さらに、まだ障害の判定が出にくい年齢層が多く利用する子育て支援の拠点においては、調査結果による数値的なデータはなくとも、明らかな障害のある子どもはもちろんのこと、発達障害が疑われ、特別な支援が必要な子どもが少なくないことが予測される。

特別な支援を必要とする子どもは、集団での遊びに馴染むことが難しい面があり、保育者は子どもへの対応に困っているという話がある(星山 2016: 94)。保育者養成機関に勤務している筆者も、保育現場に入った卒業生や保育現場の管理職から悩み相談や戸惑いの声を聞くことが多い。特に公立の保育機関は、特別支援の必要な子どもたちを多く受け入れており、支援が行き届かないという現状を耳にする。また、現場の保育者が求める研修内容の上位に「障害児保育」が挙げられることが多く、このことから保育の現場において特別な支援を必要とする子どもへの対応に苦慮していることが見て取れる。

### 4. 地域の子育て支援の現場における課題

2017年にNPO法人子育てひろば全国連絡協議会が、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業の一環として、子育てひろばの支援者向けに「特別なニーズをもつ子どもとその保護者を支えるために一障がいや発達上の課題への対応—」という現場向けの冊子を発行した。この冊子が作られた背景には、子育て支援の現場において特別な配慮が必要な子どもへの対応に関する問題意識が高まっていたことが考えられる。

筆者は、地域の子育て支援の親子広場において、複数の親子で遊ぶ取り組みを実践して

いるが、その中で、発達障害の傾向がある子どもとの出会いが何度かあった。この取り組みの中では、自分が集中する物に突進していく子どもやおもちゃの取り合いの中でパニックを起こす子ども等、子どもどうしのトラブルが時々発生する。こういったことが起きた時には、親が遠慮して途中で子どもを抱えて帰ってしまう場合もある。中には、利用が1回限りになってしまう親子もあり、発達障害の疑いがある子どもをもつ保護者が親子広場を利用しにくい気持ちになっていないだろうかと気になることがあった。次のエピソードは、筆者が音楽療法を活用してインクルーシブな活動を実現する可能性を感じ始めた時の子育て支援拠点でのエピソードである。

【ある子育て広場でのエピソード】G君は1歳半健診で発達の遅れが心配されていた子どもである。車のタイヤに強いこだわりがある2歳のG君が、車のおもちゃをたくさん並べて、それらを前後に動かしながらタイヤの動きをじっと眺めていた。一人遊びに集中していたが、車で遊びたい他の子どもが手を出した瞬間にGくんはパニックに陥り、その後なかなか遊びに戻ってこられないことがあった。子どもどうしのトラブルがある度に、母親のHさんは、憔悴しきった様子で子どもを連れて早めに帰宅されていた。

同じ年齢の子どもたちと一緒に遊ぶ姿が見られないGくんだったが、手あそびの時間になると輪には入らないものの、車のおもちゃに乗ったままリズムを取り、音楽を身体で感じ取る姿があった。その様子を見て筆者は、多くの子どもたちに受け入れられる音楽あそびの中に、G君が他児とかかわる可能性を感じた。

園川 (2016: 127-140) は、インクルーシブな子育て支援の場を実現するための調査として、障害のある子どもの母親で子育て支援の場の利用者に、利用時の気持ちについて半構造的なインタビューを行った。その結果、母親仲間が繋がることのできる環境では肯定的な気持ちになる反面、子どもが他児と遊べない状況に対しては否定的な気持ちになるということが、大きなカテゴリーで示された。また、そのような子どもの母親たちは、自分の子どもが他児と遊べないという悩みを筆者に打ち明けてくれる場合もある。したがって、そのような子どもたちが他児と一緒に遊べるようになり、母親の不安を軽減していくような取り組みが必要であると考えられる。

## 5. インクルーシブ保育・教育を実現するために

これまで述べてきたように、法によりインクルーシブ教育の実践が求められている一方で、保育・教育現場ではそれを実現するための困難を抱えている状況である。では、インクルーシブな保育・教育を実現させるためにはどのようなことが必要なのであろうか。

広瀬と太田 (2014) は、インクルーシブ教育・保育を実現させるために、必要な環境的因子を2つ挙げている。一つ目は、異年齢保育の持つ多様性が、障害のある子どもとない子どもの参加の促進要因として作用しているということである。異年齢児保育は、年齢が

異なる子どもたちが同じ空間で過ごすことにより、多様性の要素が強まる。それがインクルージョンを支えることにつながる。同様に、異年齢保育を実施しながら積極的に発達障害のある子どもを受け入れている園において、フィールドワークを行った研究がある (宇田川 2016)。そこでは、子どもが主体として尊重される中で、子ども同士や子どもと大人が関わることにより、育ち合いが生まれるという現象が明らかになったと述べられている。さらにこの研究では、子どもだけではなく、青年や高齢者も一緒に多様な人が集まる居場所において、多様な人がかかわることにより、同じであることが多数派ではなくなり、個々の違いが尊重されることが可能になったのである。これらの研究は、年齢の異なる多世代の人たちからなるインクルーシブな状況を作ることが、さらに多様な人を受け入れやすい状況につながることを示唆している。

2つめの環境要因として広瀬ら (2014)、園川 (2019) は、保育者の考え方と関わりの姿勢が子どもの自主的な遊びの参加に影響していることを指摘している。著者らは、保育者が子ども各自の参加の仕方を模索し、働きかけを行っていることに着目し、適切な援助があれば子どもは発達や状況に応じた参加ができることを示した。保育者が一人ひとりに合わせた働きかけの工夫をすることにより、多様な子どもの参加が実現し、集団での活動が可能となる。

集団の中で参加している子どもたちが心地よい時間を過ごすためには、子どものニーズに応じた個別支援が欠かせないが、音楽活動には、この個別対応への具体的な種類が多くあると考えられる。例えば、リズムやメロディーには、シンプルなものから複雑なものまで存在するため、多様な子どもの個々の発達状態に合わせて活動を考えることが可能である。さらに、音楽療法では、個々の発達の状態やその時の気分に合わせて音楽を活用し、多様な子どもに対して活動への参加を促すことができるため、子どもが音楽に合わせるのではなく、音楽活動を子どもに合わせていくという音楽療法の視点を生かした活動を取り入れることで、保育や子育て支援の場でのインクルージョンが実現しやすくなると考える。そこで、次に障害をもつ子どもを対象とした音楽療法について概観していく。

#### IV 障害をもつ子どもを対象とした音楽療法

##### 1. 音楽療法とは

日本音楽療法学会では、音楽療法を「音楽の持つ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること」と定義している (日本音楽療法学会 2001)。したがって、音楽療法とは一人一人のより良い状態を実現するために、目的を持って音楽を活用しながら関わるものであるといえるだろう。日本音楽療法学会のホームページでは、音楽療法の活動が、クライアントのより良い生活 (QOL の向上) につながることを説明し、音楽の力と人との関わりを中心にした活動により、幅広い効果が期待できることを示している。

前述の音楽療法の定義にあるように、音楽療法では、治療的な媒体として音楽を活用す

るが、グフェラー (2008: 栗林文雄訳 2015: 115) は、音楽のもつ一つの特徴は、年齢や障害の度合に関係なく参加できるという点を指摘している。音楽には多くの異なるジャンルや様式が存在し、参加者の年齢に合った音楽を取り入れて計画できる。また、シンプルなリズムもあれば、速く刻んだり、拍をずらしたりする難しいリズムを演奏するなど、参加者は音楽活動に多様な方法で加わることが可能である。楽器の操作に関しても動きが一律ではないため、個人に合わせた楽器の選択が可能である。その中で個人のできることに着目して活動を進めることは、一人ひとりが楽しく過ごせることにつながる。音楽は年齢に関係なく多くの人に喜ばれる要素を持っている。

音楽療法は、何らかの目的をもって行われるものであり、それはクライアントのニーズを満たすものである。日本音楽療法学会の HP では、「子どもの発達支援」「健康維持・介護予防」「病気・事故後のリハビリテーション」「学習支援」「リラクゼーション」「認知症の症状の緩和」「痛みの緩和」「心のケア」等が示されている (音楽療法学会 2001)。

音楽療法は、一般的に障害のある人や病気の人が受けるものだと考えられがちであるが、廣川 (2011: 206) は、『『療法的』』というのは、医療的な意味合いのみを指すのではない」と述べ、「認知的、社会的、身体的、生理的、精神的に良い変化、適切な行動、発達の援助、健康の維持・回復、苦痛の軽減、QOL の向上をもたらすものは療法的であるといえる」としている。したがって、子どもたちがどのような状態であっても、一人ひとりがその子なりに自分らしさを表現し、音楽そのものや人と関わる楽しさを感じられるような音楽活動は、音楽療法的であると言えるだろう。

音楽療法の目的と音楽はその種類が多様であり、かつ柔軟性をもって活用することができるため、年齢や障害の度合いにかかわらず様々な人が音楽に関わり参加することができる。この音楽療法という広範な領域の中で、本研究では、子育て支援におけるインクルージョンの取り組みのための音楽療法について探っていく。そのために、次の節ではそれに関連する子ども対象の音楽療法について概説し、それに関わる研究について触れていく。

## 2. 障害のある子どもの音楽療法

### 1) 知的障害<sup>注2)</sup>のある子ども<sup>注3)</sup>

音楽療法は様々な目的をもって実施することができるが、先に述べた子育て支援の現場での困難を克服するためには、多様な子どもたちが一緒に遊べること、親子と一緒に過ごして楽しむことが重要である。これらのことは、社会的、情緒的行動の発達を促し、コミュニケーション能力の発達を促進すると考えられる。これらは、デイビスとファルナン (2008: 栗林文雄訳 2015: 153) によって知的障害のある子どもたちの音楽療法の活動目標として掲げられている。ここでは、親子の相互交流を促しコミュニケーションを促進させた例や子ども同士の関わりが促進された例を紹介する。



### 事例1 リズムを用いたいないいないバーの遊びで親子の相互交渉が成功した例

この事例の対象児は、3歳の重度知的障害の女兒で、母親の主訴は、女兒と遊んであげたいけれど、何の遊びが良いかわからないということであった。女兒は、人や物に興味を示すことが少なく、楽器を持ってもすぐに手離す状態であった。音楽療法士は、母親の顔にかけたスカーフを「バー」の部分で女兒の両手を持って取ることにしたが、長くは続かなかった。しかし、スカーフの素材を変え、透けて見えない布にしたところ、首を振って布を落とすことで遊ぶようになった。音楽療法士は、母親に「バー」と声を出すタイミングで布を取ってもらうようにし、その時にしっかりと目を合わせることを繰り返すうちに、子どもが母親を注視し、笑顔が見られるようになった。この遊びをきっかけに女兒は母親を積極的に求めるようになり、他の遊びへ発展していった (宍戸 2018 :39)。

いないいないバーは大変シンプルな遊びであり、緊張と解放のリズムがある。また、動作と言葉のリズムが重なることで子どもにとって、わかりやすい表現であると考えられる。このようなシンプルな遊びは、子どもの発達に見合う段階で活用するととても喜ばれるが、ここではさらに子どもに受け入れられる布の材質を検討することで次の段階へと進んでいった。この事例では、子どもの発達段階に合わせて、リズムカルな「いないいない」と「バー」のタイミングを用いて声と動きと表情とを一体的に組み合わせて提示した。聴覚的・視覚的な刺激と同時に母親の触覚的なぬくもりと息遣いなども同時に感じ取れる活動である。いないいないバーの活動での音楽を用いたこのリズムカルなタイミングが、子どもにとってのわかりやすさにつながったのではないだろうか。

### 事例2 療育の場のわらべうた遊びにより、子どもと保育者の関係性が深まった例

子育ての場に昔から伝わるわらべうたが、障害児施設に在籍する子どもと保育者の関係性を深めることに役立ったという研究がある (和田 2008)。わらべうたは、生活に密着しており、四季折々の風景が歌い込まれた昔ながらの日本の子育て文化に根差したものである。この研究での音楽を用いた取り組みは音楽療法とは書かれてはいないが、障害児保育におけるわらべうたを用いた実践を考察し、わらべうたを用いることの意義を明らかにしたものである。

この研究は通園施設に通う自閉的傾向で言葉の遅れがある男児Bを対象とし、週に1回2年間の実践記録から考察したものである。Bは、1年目は母子通園、2年目は保育者と子どもたちだけのクラスで活動に参加した。設定音楽遊びの主な活動は、①季節のうた ②呼びかけの歌 ③ふれあい遊び ④行進、体操 ⑤ゆらし遊び ⑥手具を使った遊び ⑦鑑賞 ⑧ミニシアターである。Bは、開始当初は音に対する反応の希薄さが見られ、かわる他者との接点を持てなかったが、わらべうたに合わせた膝の上下の揺れに徐々に身を任せるようになっていった。2年目においては、大布にくるんで揺らしてもらうという好きな遊びを保育者に要求するようになり、母親が参加しなくなった音楽遊びの中で、Bにとってお気に入りの時間になっていった。わらべうたに合わせた揺れが、男児に心地よ

く届いたと捉えられる。

和田は、わらべうたには、ゆらして落とすという遊びの中で、「宙づりの相互期待」があるとし、笑いが生起し、おもしろさを共有するしかけが秘められているとし、障害児保育にわらべうたを用いる意義は大きいと述べている。これは、歌の構造を活用しながら、言葉が伝わりにくい子どもとの継続的なやり取りの中で関係性を高めようとした実践であり、音楽療法的な実践と言えるだろう。

### 事例3 母親に抱かれることを拒否していたダウン症児の母子関係が変化していった事例

宍戸 (2018) の著書で紹介されている対象児は、ダウン症3歳半の女兒である。室内の探索行動に余念がなく、目に映る多くのものに注意を奪われ、手に取っては放り出すことを繰り返し、母親に抱かれることを拒否する子どもであった。

音楽療法は、対象児と母親とが相互交流を楽しむことを目標に実施された。クラベスを使い、子どもの真似をする「まねっこ遊び」を繰り返す中で、母親とのリズム模倣遊びが長く続くようになっていったという事例である。母親に迷いがある時には、宍戸 (2018: 44) は、対象児が楽器を放り出さないための方法の一つとして「模倣ごっこ」が良いこと、そしてそれはコミュニケーションに必要であることを母親に伝えた。母親がリズム模倣を続ける中で、母子の関係性が変化していった音楽療法の事例である。これらの事例にみられるように、親子参加型のセッションでは、親子両者を対象に働きかけが行われる。音楽療法セッションの中での親子の関わりは、そのまま子育て支援の場で活用できる内容であると考えられる。

子育て支援の場では、上記のような親子の関係性支援を基盤として、次の段階では他者との関係性を促す社会性の成長・発達を目指しながらの関わりが重要である。次の2つの事例は、社会的行動の発達を促す音楽療法のセッションの例である。

### 事例4：「ダウン症児の小集団セッションにおける社会性拡大に関する1事例～リトミックを取り入れた身体活動による試み～」

尾池 (2010) による事例では、ダウン症児 (5歳) に対する社会的適応能力の成長・発達を目指した音楽療法が実践された。音楽療法はダウン症児4名の小集団で、月に2回、32回行われ、音楽療法士は、挨拶、ボールまたは楽器回し、リトミックを取り入れた身体活動等により社会的行動を引き出す機会を意図的に盛り込んだ。

母親によると、対象児は意思伝達が苦手で、他者の指示や状況の理解が難しいということであったが、挨拶の歌を友だちと一緒にできるようになり、泣いている友だちを気遣う姿も見られるようになったということである。尾池 (2010) は、「みんなと歌いながら、ボール回しをするというやり取りの楽しさと、自分の行動が受容される喜びの体験がその場にいる友達への行動拡大につながり、さらには他者をいたわる行動へと発展したのではないかと考えられる」と考察の中で述べている。

この事例における子どもの変化を、保育における表現の取り組みと照らし合わせてみる。「保育所保育指針」等の中の3歳以上児の「表現」の内容には、「音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう」とある。内容の解説では「正しい発声や音程で歌うことや楽器を正しく上手に演奏することではなく、子ども自らが音や音楽で十分遊び、表現する楽しさを味わうことである。」と説明されており、「楽しさ」を大切に扱いながら、成長・発達を支援するという意味では、音楽療法も保育の音楽表現活動も共通している。

また、保育所保育指針等の3歳以上児の「人間関係」の内容には「保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう」や「友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う」という内容も扱われ、保育にはこの事例の様子と重なる目的がある。

このように、保育の音楽表現活動の実践内容は、音楽療法との重なりは少なくない。子どもにとってより良い生活や発達、社会性の獲得等を目指した支援となるように音楽を活用し、さらに個人に合わせた形の音楽を検討したりする等の音楽療法の考え方が入ると、保育・子育て支援の場においても、保育所保育指針等のねらいに向けての活動が充実してくるのではないだろうか。

高山(2011)は、「音楽する」ことで繋がる関係は、心に残り、変容し、信頼に発展する長続きする関係になり得るもので、一緒に音楽活動を行うことで仲間とのつながりができると述べている。例えば、音楽に合わせてお互いの手を握ってゆるめるグーパーの活動では、いないいないバーのように、緊張と弛緩の流れの中で関わり合いのタイミングを揺さぶって楽しむことが勧められている(高山2011:34)。この活動のようにお互いが一緒に向き合って楽しむことができた時には、つながりができやすいと考える。このようなつながりをもつ活動を親子で、または障害のある子どもとない子どもで行い、音楽を媒介として自然にかかわる場面を作っていくことが重要である。

#### 事例5 保育現場において音楽療法的な視点で子どもに働きかけた例

この事例(田崎1995)は、音楽療法士が保育現場で行っている音楽表現活動であるが、音楽療法的なアプローチを保育へ導入する意義を検討した研究である。音楽療法士と保育園の子どもたちの実践を録画・録音・フィールドノーツにし、特徴的なエピソードを抽出したところ、音楽療法士の技法には、「即興性」「操作性」が見られた。また、子どもが表現する時間を確保するために、テンポやタイミングを変化させていた。

音楽療法士による音楽遊びの内容は、レインスティックの音を聴く、音楽に合わせてフルーツマラカスを鳴らす、カスタネットを鳴らしながら友達を探し、一緒に鳴らす、音楽に合わせて太鼓を叩く、シンバルの余韻を聴く等、様々な楽器を使って遊ぶ内容であった。子どもからの発信を肯定的に捉える応答的能力は、保育者にとってとても大切な力であるが、この活動では、保育者が子どもが発する音楽表現を受け止め、言葉で応答的にフィードバックした。音楽療法のセッションにおいては、即興性を重視し個々の自由な表現を受

け入れ、それを活用していくテクニックが多く使われる。そのような経験を通して一人ひとりが認められたという感覚をもち、それが療法的に作用するものと考えられる。著者は、子どもの表現を肯定的に受容し丁寧に応答することで、子どもの自己肯定感を促進する活動となった、と考察している。この事例は、音楽療法士主導で保育者と共に行った活動であるが、保育者が子どもに対して応答的なフィードバックを日常的に行うことで、子どもの自己表現の伸長につながることを指摘している。著者は、このような応答的な対応を音楽表現の時間により多く取り入れることを推奨している。

#### 事例6 子育て支援の場における音楽療法的な遊びの活用

一般の子育て支援の場においても音楽療法的な活動の実践例がある(中村 2018)。この実践例は、発達支援を通じた子育て支援、保護者交流、保護者のリフレッシュ、高校生と乳幼児の交流という幅広いねらいを持った取り組みである。この実践例の中には、子どもが母親と抱っこされた状態で向き合い、「おでこほどこだ」という歌詞に合わせて、親子が額をあてる活動がある。子どもに指示を出し、子どもの動きを促し、子どもの「できる」という体験を親子で味わう内容である。この音楽活動は、発達支援が親支援につながるものとして実施されている。子どもの成長は親の喜びにつながるため、子どもの「できる」という姿を親が見ることで、それが親への支援となっていく。

また保護者交流としては、トーンチャイムを使用したコード奏やベースライン奏等のグループ活動が行われた。保護者同士の距離を縮めるために、親を対象に音楽を活用したリフレッシュ講座として開催したこれらの活動は、保護者同士の交流、ストレス解消にも効果があったと著者は考察し、保護者からの「すっきりした」という感想を紹介している。また、著者は、「挨拶程度だったが、今度から話せそう」という記述を紹介し、このような活動が保護者同士の距離を縮めることに役立つと述べている。このように、音楽を用いた活動は、療法的な効果をもたらすことが多く、親への心理的な支援にも活用できるのである。

次に、高校生と赤ちゃんとのふれあい音楽遊びについて紹介する。この実践は、高校生1クラスに4か月～14か月の赤ちゃんと保護者6組が参加した活動である。プログラムは、親子の入場(音楽に合わせて手拍子)、歌いかけ(身体を揺らして歌って見せる)、ふれあい遊び(歌詞に合わせて赤ちゃんの身体の部位を触る)、ボールでマッサージ(ボールを赤ちゃんの身体に当ててころがす)、ふれあい遊び(膝の上に赤ちゃんを乗せ、膝を上下して揺らす)、シーツぶらんこ(バスタオルに赤ちゃんを寝かせ、静かに揺らす)、お別れ(音楽に合わせて手を振る)というものであった。この取り組みにおいては、音楽がない状態での赤ちゃんとの触れ合いの場では、戸惑う高校生の姿が見られたということである。このことから、著者は、つながる力の学習プログラムには、音楽が必須であると述べている。この実践の後、高校生は音楽活動を通して、「(赤ちゃんに対する)苦手意識がなくなった」「言葉のないコミュニケーションもすばらしい」等の感想を述べていて、赤ちゃんと高校生との貴重な交流の時間になったと思われる。

このプログラムは交流を目的とした内容であり、子育て支援施設での親子の活動にも応用できるものであると考える。この内容を親子参加型の音遊びに活用することで、赤ちゃんと保護者の喜びにつながっていくと思われる。

#### 事例7 インクルーシブな音楽活動の実践例

音楽活動は、インクルーシブ保育の中においても実践されている(松井2016)。松井による研究はリトミック活動を実践したものであるが、自閉症スペクトラムの子どもにとってはイメージしながら行う活動は難しいが、はっきりしたリズムが伝わりやすかったなど、活動の観察を通して子どもが参加しやすい方法についてまとめている。その中で著者は、リトミック活動は、自閉症の子どもを含む参加者全員が思い思いに動く中で満足感を得られるもので、インクルーシブ保育に適していると述べている。自閉症の子どもに着目したある場面では、歌に言葉が追いつかないが楽しい雰囲気伝わり、片手をぐるぐる回すなど、嬉しい気持ちを表現していたと記述している。

#### 事例8 ドラムサークルの要素を取り入れた例

インクルーシブ教育のためのひとつの試みとして、ドラムサークルの要素を入れた音楽の保育者研修におけるワークショップの例がある(小笠原;狩野2013:19-31)。ドラムサークルとは、太鼓類、その他の打楽器を使用して即興的に集団で合奏する活動であるが、そのワークショップに参加した保育者の感想からは、楽譜がなくても素敵な合奏になること、メロディーやハーモニーがなくても音楽を作って体験できること、そしてこれまでは保育者が障害のある子どもを健常児に合わせようとしていたことの気づき等が記されていた。このワークショップでは、集団活動への適応が難しい発達障害のある子どもたちが、音楽を介して他の子どもと一緒に活動に参加している姿を見て、保育者が日常の保育を振り返ることにつながっている。

これらの事例は、障害のある子どもや健常児を対象とした音楽療法、あるいは音楽療法的活動において、他者とのかかわりとコミュニケーションが発展していった例や子どもの表現や自己肯定感を促進した例である。人とのかかわりに関する目的をもって音楽療法を活用した事例は数多く存在し、インクルーシブな子育て支援の場での活動実践を計画する時に参考になるものが多い。音楽療法のセッションの中では、子どもの力を引き出すために、まず子どもの状態に合わせ、そこからセッションの内容が決まっていく。そして、スモールステップの具体的活動を考え、提示する。最初に習得すべき学習内容を提示するのではなく、個別の支援的な目標に向かっていくことで、個々の力を引き出せるような方法が検討されるのである。その結果、障害のある子どもは「自分だけができない」という体験が減り、仲間と一緒に楽しく遊ぶことができていくと考える。リズムを強調した音程のない楽器を用いた活動も、障害をもつ子どもが自分らしさを発揮できる重要な手段である。

また、これらの音楽療法的な活動の中では、スキンシップの多いふれあい活動が多く取り上げられている。これらの例では、歌いながらスキンシップを取るという活動が、人と人とのつながりに役立っているのである。親子のスキンシップに関する研究は、虐待予防の観点からの研究されている（千葉 2023）。スキンシップの多い活動は、子どもが心地よい感覚を得ることができ、母親も子どもの体を手でマッサージする体感の快さを感じる体験になること、母親が直接触れるスキンシップが子どもの情緒の安定につながり、子どもの安定した情緒を見て、母親が精神的に落ち着くという相互作用があることなどが示されている。親子参加型の療法的な音楽遊びでは、触覚という感覚を視覚や聴覚と共に同時に刺激することで、親子の関係性に良い影響を与えることが期待される。

別の研究では、人間関係はスキンシップから始まることに触れ、非言語的な音・音楽コミュニケーションは、初期のコミュニケーションを育てる上で、非常に利用価値の高いアプローチであると述べられている（宇佐川 1995）。音や音楽は、言葉の理解が難しい乳児や障害のある子どもにとって、言葉よりも受容しやすく、コミュニケーションが取りやすいツールであることを考えると、多様な子どもたち、人たちの集まるインクルーシブな場において活用することは、人と人とのコミュニケーションを促進する上で意義のあるものだと筆者は考えるが、そこにスキンシップという触覚的な刺激を伴うことで、相乗効果が期待される。

## V 考察—インクルーシブな場での音楽療法活動の応用について—

先に示した多くの事例は、親子関係や社会性の発達の促進の目標を達成しようとする音楽活動であり、知的障害や自閉症等の障害をもつ子どものためのものだが、健常児にとっても社会的、情緒的な行動の発達は重要な課題である。これらのことを目的とした音楽活動の中で、障害の有無やその度合いの違いがあっても、それぞれの参加者が異なる参加の仕方、音楽とのかかわり方をすることは可能である。前述したように、楽器の種類、リズム、動く速さ等を各自に合ったものにするができるからである。言語に頼らずとも、音楽や音を介して一緒に参加して楽しむ場を提供することも可能である。さらに、軽度の障害のある子どもや健常児は、より重い障害をもつ子どもを援助する役割を担うこともできる。このようにすることで、両者のコミュニケーションが生まれ、社会的な行動の発達が促される。したがって、音楽活動はインクルーシブな場面において、有効活用ができるものであると考えられる。

さらに、音楽は直接情動に働きかけるため、知的な発達に障害があり、言葉の理解が難しい子どもも楽しみを共有することができるだろう。音楽を活用してスキンシップを行う活動も、重要な情動体験である。このように音楽を使った遊びの場面での関わりができれば、その経験がそれ以外の場面においても実現され、自然に助け合いのかかわり合いながら遊べるようになっていくことが期待できる。このようなことが実現すれば、保育の現場で働く者にとってインクルーシブな保育がやりやすくなると同時に、障害や障害の可能性をもつ

子どもの母親の子育てに関する不安を軽減する一助になるのではないだろうか。

## VI 総合考察

子育て支援・保育・教育の場では、インクルーシブな環境が求められており、何らかの方策を講じながら実現していく必要がある。しかし、子育て支援の拠点を利用する多様な子どもたち一人ひとりが、集団活動において共に楽しみながら遊ぶことは難しい場合も多い。一方、IV で述べてきたように、音楽療法は障害のある子どもたちを対象として実践をされてきた歴史があり、障害のある子どもの実践についてのノウハウが蓄積されている。個々の子どもの状態に合わせて参加可能な状況を作り、楽しさの共有を図っていくための工夫を取り入れることで子どもの活動参加が促進され、さらに音楽を体験する以外の効果が生まれる。それらは、他者とのかかわり方の学習、自信がつく、多様な刺激を受容する等の療法的な効果である。

廣川(2011)は、教育内容が子どもに合っていて指導がうまくいった場合には、音楽教育、情操教育以外の効果があり、子どもは楽しんで参加し、美しい音楽を学び、作る喜びを感じるとともに、人間形成において必要なそのほかの領域に働きかけることで成長すると述べている。それは、まさに音楽療法と重なる部分である。このような音楽活動は、音楽教育、情操教育以外の目的、すなわち人とかかわる技術やコミュニケーション能力等の生活に関わる部分に働きかけることができるものである。

このような視点で音楽活動というものを捉えれば、保育や子育て支援の場で実践されている音楽活動の取り組みは、その取り組み方ひとつで療法的にもなると考えられる。音楽活動を音楽療法的な視点をもって実践することで、障害のある子どももいない子どもも参加しやすい活動となり、インクルーシブな子育て支援の場が実現すると考える。これまでに述べてきたことを踏まえ、インクルーシブな子育て支援の場を成功させるための重要な点について、音楽療法の視点からまとめると以下ようになる。

### ① 人との関わりに視点を置き、音楽でつながる

音楽療法的な活動とは、親子関係や子ども同士の関係性を促進すること、行動調整ができるようになること等を目標として設定し、それに合わせてプログラムを計画し実践するものである。例えば、音楽を使った親子での遊びを取り入れた結果、事例3のように母親に抱かれることを拒否していた子どもが母親と一緒に遊べるようになり、事例4のように意思伝達が苦手で状況の理解が難しい子どもが友だちと一緒に活動できるようになる。社会性が発達し、人とのやり取りが順調にいくことは、日常の生活や遊びにも大いに関係があり、日々の生活の中で子どもがより良い方向性に向かうことにつながるだろう。子育て広場での筆者の経験したエピソードとして紹介したG君のように、音楽は活動参加のきっかけになり得る。また、他の例で示したように、音楽を用いた活動は交流のきっかけになっている。音楽を活用し、様々な子どもと一緒に遊ぶことができる活動への参加は、小さい

ころから多様性のある環境で過ごす経験となり、将来を担う子どもたちのインクルーシブな心の土壌を醸成していくことにつながるのではないだろうか。

## ② 参加を促すため、個々に合わせた工夫をする

音楽療法的な活動では、一人ひとりが参加できるような工夫が随所に見受けられる。例えば事例 5 では、即興性を重視した活動の中で個々の自由な表現を受け入れ活用していくテクニックが多く使われている。音楽療法的な活動においては、各自が可能な方法で参加することができ、音楽療法士は個々に合わせた役割を考え、各自が活動に参加できるように、プログラムを作成する。動きに関する身体的な面や、参加に対する気持ちなど、子どもの今の状態に合わせた活動を展開するためである。音楽療法の事例 1 に挙げた、いないいないばらの親子遊びでは、子ども本人が受け入れやすい素材について検討し、音楽療法士の声と動きのタイミングと表情を一体化させたわかりやすい表現をする等、子どもに合わせる工夫が見られる。それぞれの子どもが活動に参加し、楽しむことができるようにするための工夫を検討することが必要である。

言葉が未発達で歌詞で歌うことが難しい場合には、楽器演奏で参加することもある。楽器操作において、鈴をにぎることができない場合には、手首に鈴を巻いたり、手が動かずに足なら動く時には、足に鈴を巻いたりする場合もある。また、多動傾向の子どもがじっとしてられない時には、音楽と動きを合わせながら、参加を促す場合もある。このように、音楽活動の実践者は、どのようにすれば多様な子どもが参加可能になるかを個別に検討していくのである。それが実現すれば、音楽あそびがインクルーシブな活動になっていくだろう。

## ③ 子どもたちとのふれあい、スキンシップを増やす

事例に挙げた、療育の場のわらべうたの活動や子育て支援施設の親子の活動には、たくさんふれあいやスキンシップが含まれていた。特に事例 6 では、歌詞に合わせて赤ちゃんの身体の部位を触る、膝の上に赤ちゃんを乗せて揺らす等のスキンシップが多く取り入れられていた。この事例の中の赤ちゃんと高校生との交流においては、音楽がない状態での触れ合いには戸惑いが見られたという記述があり、音楽があることで自然に身体が動き、赤ちゃんとのコミュニケーションが取りやすかったことが窺える。また、スキンシップは虐待予防の観点からも研究が進められ、心地よい親子関係のためにも子育て支援の拠点において、大いに取り入れることが望ましいと思われる。そこに音楽があることでリラックスし、先の事例のようにスキンシップを取り入れた関わりをスムーズに進めることができるだろう。このような親子関係へのアプローチは、保護者が育てにくいと感じている子どもとかかわるための支援に活用できると考えられる。



#### ④ リズムを強調した動きのある活動を取り入れる

事例4のダウン症児の子どもの音楽療法では、意思伝達が難しい対象児が友だちと一緒に歌うようになったという記述があった。この事例はリトミックを取り入れた動きの活動により、歌いながら動いてやり取りする中で社会的行動を引き出すことを試みた実践であった。事例1のいないいないばーや事例2のわらべ歌においては、リズムとタイミング、表情や動きを一体化させたことで子どもにわかりやすく伝わった。事例7のリトミック活動の実践やドラムサークルの活動もまた、子どもに伝わりやすいはっきりしたリズムを活用した活動であった。リズムを主とした活動は、多様な子どもに理解しやすく伝わりやすいと考えられ、参加を促進することができるであろう。

#### ⑤ 子どもの反応を受け止め、それに受容的・応答的に関わる

保育所保育指針には、「受容的・応答的な関わり」という言葉が何度も繰り返し出てきており、愛着関係を形成するための重要な関わりとして説明されている。事例4のダウン症児は、自分の行動が受容される喜びを体験し、それがその場にいる友達への行動拡大につながった。事例5では、音楽療法士が子どもの発する音楽表現を受け止め、言葉で応答的にフィードバックしている。このように、音楽療法活動における音楽表現は、子どもの現状に合わせた自由なものが多い。日常生活や遊びの中で認められることが少ない子どもは、音楽遊びの中でこのような認められる経験をすることが必要であろう。音楽活動実践者は、上記の例のように子どもの音楽反応を受け止め、それに対して肯定的な言葉や反応を返すことが可能である。このようなかわり方を多く取り入れることで、子育て支援の拠点における音楽遊びは、親子で音楽の楽しさに触れつつ、子どもの個性を認め、それに受容的・応答的に関われるものとなると筆者は考える。

#### ⑥ 親のための交流、リラクセスの活動に

子どもたちの音楽あそびが、遊びながら支援につなげることができるように、親の音楽活動への参加についても同様である。先行研究(園川2016)においては、子どもが遊びにうまく参加できないことから保護者が不安になること示されているが、親子参加型の音楽療法は、保護者支援という側面もある。事例6では、親子参加型の活動の中で保護者への働きかけが実施され、保護者同士の交流を深めることに役立った。保護者どうしのつながりを促進することやリラックスして育児ストレスを解消することは、保護者への援助につながり、子育て支援の重要な部分である。音楽の活動で非日常を味わい、日常の子育て疲れの解消につながる可能性が期待できる。音楽の活動は、レクリエーション的な遊び感覚で活発に参加して楽しむ活動や、緊張をほぐしながらゆったりと交流を進めるような活動を含めることができるという良さがある。これらの活動が、保護者のストレスの解消やリラクゼーションに役立つと考える。

## ⑦ 多世代による活動を取り入れる

子育て支援のための音楽活動において、毎回世代間交流ができるような活動は難しいかもしれないが、先行研究（宇田川 2016）のように、高齢者や高校生等、参加する親子とは異なる世代の参加者を集い一緒に活動することは、多様性が広がり、インクルーシブな場が作りやすくなるだろう。事例 6 においては、音楽活動が高校生と親子との貴重な交流の場となっており、定期的にそのような活動を計画し、実践していくことも有効であると筆者は考える。

音楽療法のセッションを進めるための方法には、心身に何らかの不自由さがある子どもが音楽を楽しめる工夫が取り入れられている。それらを活かすことは、多様な子どもたちが共に過ごすためのヒントになると考える。多様な子どもが参加する支援の場においては、ニーズに応じた配慮がなされる必要があるが、音楽療法的な視点をを用いることにより、音楽遊びの中で個々に必要な対応が検討できると考える。自分らしく参加し、認め合い、助け合うような経験は、子どもだけではなく親にとっても満足感につながるのではないだろうか。そのような活動の積み重ねは、すべての人が自分らしく生きていくことを尊重し合う共生社会の実現に寄与するものであると考える。

## 注記

1) EHA と IDEA は、アメリカにおける障害児教育の法律である。1975 年に EHA として知られる全障害児教育法（公法 94-142）が制定され、1990 年の再認可で障害児教育法（IDEA）に変更された。1975 年の EHA が登場するまで障害のある子どもは 5 人に 1 人しか教育されておらず、多くの子どもたちは教育の機会へのアクセスを拒否されていたが、EHA 可決以来、大きな進歩が見られた。

2023.1.11 「IDEA 障害者教育法の歴史」（米政府公式 WEB サイト内）

<http://sites.ed.gov/idea/IDEA-History> (2023.10.22 取得)

2) 「障害」の漢字については、「障害」「障がい」「障碍」というように様々な表記が混在している。「害」という漢字から受け取られる否定的イメージから、「障害」ではなく、「障がい」「障碍」が使われるようになった。しかし、一方で国の法律では「障害」を用いていることと、「障害」は本人側にあるのではなく社会との関係や社会のあり方にあるという考え方（吉田 2010）から、あえて「障害」の表記をする場合もある。ここでは後者の考え方を採用して「障害」と表記するが、「障害児」という言い方を嫌う保護者もいることから、ここでは「障害のある子ども」と記すこととする。

3) 「子ども」については、「児童」との表記もできるが、「児童福祉法」「児童の権利条約」等における児童が 18 歳未満である一方、学校教育法では 6～12 歳の学齢児童を指し、乳幼児の子どもがイメージされにくい面もあることから、「子ども」と表記することとする。

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、多大なるご助言やご教示をいただきました聖徳大学大学院の廣川恵理教授に心より感謝申し上げます。

## 引用・参考文献

- Adamek, M., Darrow, A-A. (eds.) 2005 Music in Special Education. MD: American Music Therapy Association 48.
- Davis, William B.; Laurie A. Farnan 2008. Music therapy with children and adults with intellectual disabling conditions. Davis, William B.; Gfeller, K. E.; Thaut, M. H. (eds.) (3rd ed.) An introduction to music therapy. Silver Spring, ML: American Music Therapy Association: 79-115 (1a 1992). [邦訳: ウィリアム・B. デイビス; ローリー・A. ファルナン 2015 「知能障害をもつ児童、成人と音楽療法」 W.B. デイビス; K.E. グフェラー; M.H. タウト編 栗林文雄訳 第3版『音楽療法入門 理論と実践I』: 127-176 北海道: 一麦出版社]
- Gfeller, Kate E. 2008. Music: A human phenomenon and therapeutic tool. Davis, W. B.; Gfeller, K. E.; Thaut, M. H. (eds.) (3rd ed.) An introduction to music therapy. Silver Spring, ML: American Music Therapy Association: 41-75 (1a 1992). [邦訳: ケイト・グフェラー 2015 「音楽 人間独特の現象であり治療の手段となるもの」 W.B. デイビス; K.E. グフェラー; M.H. タウト編 栗林文雄訳 2015 第3版『音楽療法入門 理論と実践I』: 73-124 北海道: 一麦出版社]
- 飯田一道; 田中耕一郎 2006 「インクルージョン」 硯川真旬 (監修) 2006 『国民福祉辞典』 京都: 金芳堂: 18-19。
- 宇佐川浩 1995 「発達障害児のコミュニケーション」 淑徳大学『淑徳大学研究紀要』 29: 143-166。
- 宇田川久美子 2016 「多世代・多様な人々のインクルーシブな居場所づくりから次世代育成支援の可能性を探る」 『科学研究費助成事業 研究成果報告書』。
- NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 2017 「特別なニーズをもつ子どもとその保護者を支えるために—障がいや発達上の課題への対応—」 厚生労働省の障害者保健福祉推進事業。
- 尾池春美 2010 「ダウン症児の小集団セッションにおける社会性拡大に関する 1 事例〜リトミックを取り入れた身体活動による試み〜」 第 10 回日本音楽療法学会学術大会 (神戸) 要旨集: 78。
- 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局傷害保健福祉部 2020 「児童養護施設入所児童等の調査の概要」。
- 厚生労働省 2018 「保育所保育指針解説」 東京: フレーベル館。

- 子ども家庭庁 令和5年 子ども・子育て支援制度 <https://www.cfa.go.jp> (2023. 9. 14 取得)。
- 子ども家庭庁ホームページ 令和5年 児童虐待防止  
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/> (2023. 8. 12 閲覧)。
- 子ども家庭庁 「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチのあり方に関する調査研究報告書概要」 令和5年3月。
- 宍戸幽香里 2018 「障害児者の音楽療法—音楽を用いた発達・関係性への支援」 東京：百年書房：39-45。
- 島元あずさ・二俣泉・鈴木涼子・栗田萌・丸山あずさ・秋山友美・杉本奈穂・作田亮一 2010 「コミュニケーションと社会性の促進を目的とした広汎性発達障害児に対するグループ音楽療法の中期的プログラムの検討」 第10回日本音楽療法学会学術大会(神戸) 要旨集：83。
- 城島建治 「国連が日本に『特別支援教育の中止』を勧告 欧米は障害児と健常児がともに学ぶインクルーシブ教育が浸透 日本の現状と対応は？」(2022年9月26日付東京新聞朝刊)。
- 鈴木裕也・木村仁美 2023 「無発語の神経発達症児の音楽療法～発声頻度の増加を目指した事例の経過報告」 日本音楽療法学会学術大会要旨集：63。
- 園川緑 2016 「子育て支援の場に母親の気持ちの変容とそのプロセス—特別な支援を必要とする子どもの母親の気持ちに着目して—」 『帝京平成大学紀要』27: 127-140。
- 園川緑 2019 「インクルーシブ保育における子どもどうしのつながりの場面に関する研究」 『帝京平成大学紀要』30: 151-156。
- 高山仁 2011 『「生きる力」をはぐくむ音楽活動 みんなで音楽 シンプルで美しい曲集と解説』 東京：音楽之友社：34。
- 田崎教子 1995 「音楽療法的アプローチの保育への導入—セラピストが行う「音楽表現活動」の分析を通して—」 『音楽教育ジャーナル』東京芸術大学音楽教育研究室。
- 千葉千恵美 2023 「親子関係づくりに必要な関わりと支援方法」 『日本保育学会 第76回大会発表論文集』。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター 2019 「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」：3。
- 内閣府 「令和4年版 少子化対策白書」 第1章少子化対策の現状。
- 内閣府 子ども・子育て本部 2015 少子化対策の現状 <https://www8.cao.go.jp> (2023年9月25日閲覧)。
- 内閣府 2018 「認定子ども園教育・保育要領」 東京：フレーベル館。
- 中村ますみ 2028 「子育て支援における音楽活用～次世代の『つながる力』を育成するために～」 『地域総合研究』45。
- 名郷泉 2023 「コミュニティ音楽療法の実践と理論～オーストラリアから～」 第23回

- 日本音楽療法学会講習会資料。
- 日本音楽療法学会 2001 「音楽療法士とは」(日本音楽療法学会 公式サイト内)  
<https://www.imta.jp> (2023年9月25日閲覧)。
- 廣川恵理 2011 「子ども福祉音楽」星野政明編集代表『子ども家庭のウェルビーイング』  
京都：金芳堂：94-97。
- 廣川恵理 2011 「子ども家庭と福祉音楽」星野政明；増田樹郎；真鍋顕久編『子ども家庭福祉論』愛知：黎明書房：203-209。
- 広瀬由紀・太田俊巳 2014 「インクルーシブ保育における子どもの『参加』—国際生活機能分類(ICF)を活用し保育実践を考える—」『植草学園大学研究紀要』6: 47-57。
- ベネッセ教育総合研究所 2022 「第6回幼児の生活アンケート ダイジェスト版」：11  
<https://berd.benesse.jp> (2023年9月25日閲覧)。
- 保育福祉省六法編集委員会(編) 2021 「保育福祉小六法 2022年版」岐阜：みらい。
- 星山麻木 武蔵野幼稚園 2016 「気になる子どもみんないきいき保育 ここからはじめよう、幼稚園の特別支援教育」東京：河出書房新社：94。
- 松井いずみ 2016 「インクルーシブ保育におけるリトミック活動の観察を通して」『駒沢女子短期大学研究紀要』49: 11-20。
- 丸山忠璋 2002 「療法的音楽活動のすすめ 明日の教育と福祉のために」東京：春秋社。
- 三川美幸 2023 「障がいをもつ幼児期の子どもの多様な音楽表現の表出における一考察—太鼓の即興活動の分析を通して—」第23回日本音楽療法学会学術大会要旨集：54。
- 文部科学省 2023 <https://www.mext.go.jp> 共生社会の形成に向けて (2023年9月14日取得)。
- 文部科学省 2019 「日本の特別支援教育の状況について」令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」10月16日更新版 資料3-1：4-13。 [https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt\\_tokubetu01-00070\\_3\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt_tokubetu01-00070_3_1_1.pdf) (2023年9月14日取得)。
- 文部科学省 2018 「諸外国における特別支援教育の状況について」令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」資料3-2：4。
- 文部科学省(初等中等教育局特別支援教育課) 2012, 2022 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査」。
- 文部科学省 2018 「幼稚園教育要領」東京：フレーベル館。
- 山内昭道(監修) 2005 「子育て支援用語集」東京：同文書院：4。
- 山本知香 2023 「自閉症スペクトラム症の子どもの自己生成を支援する音楽について—音楽療法士の実感の描出による質的研究—」『第23回日本音楽療法学会学術大会要旨集』：55。
- 渡辺顕一郎 2017 「地域子育て支援拠点を利用した障害児支援の可能性の検討」平成19

年度障害者保健福祉推進事業調査研究。

和田幸子 2008 「わらべうたを用いた障害児保育実践—『遊び構造分析』による事例の一考察」『保育学研究』46 (2): 225-234。

そのかわ みどり (音楽療法)